

社会福祉法人愛信芳主会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛信芳主会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与及び退任慰労金をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給することができる。

- (1) 常勤理事については、月額報酬を支給することとし、賞与は支給しない。また、退任慰労金は常勤理事の理事長及びこの法人の職員を兼務しない常勤理事（以下「常勤専任理事」という。）に支給する。
 - (2) 常勤理事以外の役員等については、職務遂行の対価として次の各号の業務に応じて報酬を支給し、賞与及び退任慰労金は支給しない。
 - ① 理事会、評議員会及び監事監査に出席等（決議省略の事前同意及びテレビ会議等を含む）
 - ② 前号出席等の日以外において、法人及び施設の運営のための業務執行
- 2 常勤理事の理事長及び常勤専任理事に対する退任慰労金は、理事として円満に退任、または辞任、死亡により退任したものとし、死亡により退任したものについては、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬の額は別表第1に定める額とし、退任慰労金の額は別表第2に定める基準で算出した額を上限に理事会が決定するものとする。

- 2 役員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは評議員会出席にかかる報酬は支給しないものとする。

- 3 役員等が理事会等出席日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、これにかかる法人業務報酬は支給しないものとする。

(職員兼務役員等の報酬等)

第5条 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、この規程に基づく報酬等は支給しないものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事長に限りこの規程の対象となる退任慰労金を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤理事の報酬については、毎月15日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、その前日に繰り上げるものとする。
 - (2) 非常勤理事、監事及び評議員に対する報酬は、理事会、評議員会及び監事監査への出席等または法人及び施設の運営のための業務にあたった都度、支給する。
 - (3) 退任慰労金については、任期の満了、辞任または死亡により退任した後3か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の常勤理事の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第8条 役員等が出張する場合には、別に定める旅費支給額に準じて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を負担した場合は、当該費用を請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支

払うことができるものとする。

3 旅費、交通費、その他費用の支払い方法は、第6条第2項と同様とする。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成29年6月19日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。
2. この規程は令和3年6月22日(評議員会の議決日)から施行し、令和3年6月1日から適用する。

別表第1 (役員等の報酬)

(1) 常勤理事

役職名	報酬額
理事長	月額800,000円
業務執行理事	月額500,000円
理事	月額300,000円

(2) 非常勤理事

	報酬額	各年度の報酬上限額
評議員会・理事会への出席	日額10,315円	年額600,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,315円	

(3) 監事

	報酬額	各年度の報酬上限額
監事監査等への出席	日額10,315円	年額600,000円
評議員会・理事会への出席	日額10,315円	
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,315円	

(4) 評議員

	報酬額	各年度の報酬上限額
評議員会・理事会への出席	日額10,315円	年額600,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額10,315円	

別表第2 (常勤専任理事等の退任慰労金)

理事長及び常勤専任理事

理事長	最終退任時の報酬月額×在任年数×3.00
業務執行理事	最終退任時の報酬月額×在任年数×1.50
理事	最終退任時の報酬月額×在任年数×1.00

この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事長の報酬月額は職員としての基本給とする。

在任年数は、1年未満の端数について、6か月未満は切り捨て、6か月を超える場合はこれを1年に切り上げる。